

監査措置状況報告書

平成31年2月4日

実施年度	平成30年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	平成30年10月12日（金）～11月27日（火）			
担当部署	総務部 行政経営課	内線	2478	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○管理施設の修繕等について</p> <p>管理施設の修繕等にかかる市と指定管理者の負担区分については、基本協定及び年度協定で定めてはいるが、年度協定額を大幅に超えて支出している施設が見受けられた。</p> <p>修繕費の中には、突発的な器具の故障など緊急に修繕したのものもあるが、管理施設や設備の老朽化に対応した年度協定額となっていないことが、指定管理者に負担を負わせる結果となっている。</p> <p>市と指定管理者の負担区分については、これまでの修繕実績等を踏まえた年度協定となるよう検討されたい。</p>	<p>管理施設の修繕等については、基本協定第15条に規定するとおり、管理施設の維持修繕等の経常的経費は指定管理者の負担とし、大規模改修や機器取替等の資本的経費は市の負担としています。</p> <p>今回、指定管理者制度の見直しを行い、指定管理者が実施する修繕については、実績を踏まえた対応を行うとともに、指定管理者との協議を踏まえ、計画的な修繕についても対応することとしました。</p>	

監査措置状況報告書

平成31年2月4日

実施年度	平成30年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	平成30年10月12日（金）～11月27日（火）			
担当部署	市民活動部	スポーツ推進課	内線	2357

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○市貸与備品の管理について</p> <p>貸与備品の管理については、これまでの監査でも指摘しており、市では平成30年2月に備品の確認が行われている。</p> <p>備品確認により種類や数量が変動している備品については「変更基本協定」が締結されていたが、締結後に備品数量が異なっていた施設（高山市民プール）が見受けられた。</p> <p>備品は、「基本協定」締結時に限らず、「年度協定」締結時においても在庫確認を行った上で、適切に管理されたい。</p>	<p>貸与備品については、再度備品一覧と実際の数量の確認を行います。</p> <p>なお、今後、新たな備品の購入や廃棄など備品数の異動が生じたときには、速やかに基本協定を変更するなど適正に管理します。</p>	

監査措置状況報告書

平成31年2月4日

実施年度	平成30年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）
監査実施日	平成30年10月12日（金）～11月27日（火）		
担当部署	市民活動部 生涯学習課	内線	2361

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○市貸与備品の管理について</p> <p>貸与備品の管理については、これまでの監査でも指摘しており、市では平成30年2月に備品の確認が行われている。</p> <p>備品確認により種類や数量が変動している備品については「変更基本協定」が締結されていたが、具体的な種類・品名が記されていない施設（高山市図書館「煥章館」）が見受けられた。</p> <p>備品は、「基本協定」締結時に限らず、「年度協定」締結時においても在庫確認を行った上で、適切に管理されたい。</p>	<p>次年度の協定締結時における在庫確認にあわせて貸与備品の種類などを明記するよう改善し、適正な管理に努めます。</p>	

監査措置状況報告書

平成31年2月4日

実施年度	平成30年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	平成30年10月12日（金）～11月27日（火）			
担当部署	市民活動部	スポーツ推進課	内線	2357

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○事業報告書の点検について</p> <p>指定管理者から提出された決算事業報告書の中で、修繕費が指定管理経費と自主事業経費に二重に計上されていた施設（飛騨高山ビッグアリーナ2,259千円）があった。</p> <p>所管課は、指定管理者から提出された事業報告書を精査し、正確な事業報告書が提出されるよう指定管理者を指導監督されたい。</p>	<p>決算事業報告書など指定管理者から提出される書類については内容を十分精査し、記載内容に不備等がある場合は、正確な内容の書類となるよう指導しました。</p>	

監査措置状況報告書

平成31年2月4日

実施年度	平成30年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	平成30年10月12日（金）～11月27日（火）			
担当部署	商工観光部 観光課	内線	2209	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○事業報告書の点検について</p> <p>指定管理者から提出された決算事業報告書の中で、支払消費税が未計上のまま提出されていた施設（モンデウス飛騨位山スノーパーク2,655千円）があった。</p> <p>所管課は、指定管理者から提出された事業報告書を精査し、正確な事業報告書が提出されるよう指定管理者を指導監督されたい。</p>	<p>今後は提出された書類の精査と、必要に応じた書類の修正等の指導を徹底するとともに、当該指定管理者に対し消費税を含んだ事業実績を報告するよう指導を行いました。</p>	

監査措置状況報告書

平成31年2月4日

実施年度	平成30年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）
監査実施日	平成30年10月12日（金）～11月27日（火）		
担当部署	商工観光部 商工課	内線	2213

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○納入金、収入見込額について</p> <p>納入金については、基本協定において「指定管理経費を上回る使用料等収入額がある施設については、その差額を納入金として市に納入する」ものとし、納入金及び収入見込額は年度協定に定めている。</p> <p>また、高山市交流促進施設（道の駅付帯施設）の設置及び管理に関する条例第8条では「使用料は、総売上高に規則で定める率（2.5%）を乗じて得た額とする」とあるが、年度協定では納入金と収入見込額を同額としている施設（ななもり清見6,850千円、飛驒街道なぎさ5,150千円）があった。</p> <p>年度協定の納入金、収入見込額は、適正に表記されたい。</p>	<p>収入見込額については、次期の年度協定から、道の駅の売上高見込額を表記するよう修正します。</p>	

監査措置状況報告書

平成31年2月4日

実施年度	平成30年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	平成30年10月12日（金）～11月27日（火）			
担当部署	総務部 行政経営課	内線	2478	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○指定管理者の管理口座について</p> <p>基本協定（本業務の実施に係る指定管理者の口座等）では、「本業務に固有の銀行口座を開設し、指定管理業務に係る経理とその他業務（自主事業等）に係る経理を施設ごとに帳簿等を整理する」と定めているが、管理口座について条文解釈が曖昧であり、施設を所管する部署でも取扱いが異なっている。</p> <p>指定管理者の管理口座の取扱いについては、全課で統一した運営となるよう再確認されたい。</p>	<p>基本協定に規定するとおり、本業務（指定管理業務）に係る口座は、固有の銀行口座を開設することとしているが、本業務以外の業務（自主事業等）に係る口座については、本業務に係る口座とは別にし、支出及び収入の適切な管理が図られるよう、所管課に対し周知しました。</p>	